

3月24日(日)は熊本県知事選挙の投票日です

投票日当日、投票に行けない人のための制度

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(市役所総務課内) ☎096-248-1112



▲市ホームページ“選挙”コーナー

選挙当日の投票所での投票と同じで、投票用紙を直接投票箱に投函します。ただし、入場券はがき裏面の宣誓書の記入が必要です。

宣誓書は期日前投票所にも準備しています。

▶投票できる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

3月8日(金)～23日(土)

▶投票時間

午前8時30分～午後8時(期間中は土・日・祝も実施)

▶期日前投票所

市役所1階ホールと西合志図書館集会室の2カ所のどちらでも投票できます。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用事があるなど、一定の事情があると見込まれる選挙人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

不在者投票

- (1) 仕事や旅行などで選挙期間中、本市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- (2) 指定病院などに入院、入所している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて一定の障がいがある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が要介護5の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。



※初めて“郵便などによる不在者投票”の手続きを行なうときは2週間程度かかります。早めの申請をお願いします

(1)本市以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

市選挙管理委員会に、郵便またはマイナポータルなどで投票用紙など必要な書類を請求し、どこで投票したいかを伝えます。交付された投票用紙などを持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて投票を行ないます。
※不在者投票が投票日当日の指定時間までに投票所へ到着しなかった場合、その投票は無効となります。郵送期間を見越した早めの手続きが必要です

(2)指定病院などでの不在者投票

手続きは(1)とほぼ同じです。投票用紙などは病院長などを通して請求し、投票は病院長などの管理する場所で行ないます。
※「指定病院など」とは、都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです

事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

下表に当てはまる人が交付申請できます。

手帳の種類	障がいの種類など	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	
	要介護5	

郵便等投票における代理記載制度

郵便等投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができず右表に当てはまる人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人1人(選挙権のある人に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症～第2項症

- ▼**自宅から申告できます**
国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税などの確定申告書を作成することができます。
マイナンバーカードを利用すれば、確定申告書を自宅からe-Taxで送信することができます。
- ▼**簡単・便利なe-Tax**
所得税などの確定申告をe-Taxで行なう場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出または提示を省略することができます(法定申告期限から5年間保存しておく必要があります)。
自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行なう場合、画面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- ▼**スマートフォンでさらに便利**
特に、スマートフォンを利用すれば、給与所得の源泉徴収票の記載内容をカメラで読み取ることができるほか、青色決算書や収支内訳書も作成することができます。申告書の控えもスマートフォンに保存することができます。

確定申告はe-Taxで

詳しくは、国税庁ホームページを確認するか、税務相談チャットボットの『税務職員ふたば』にご相談ください。
問い合わせ内容をメニューから選択または、文字を入力することで、人工知能(AI)を活用して自動で答えします。土日・夜間も利用できます。



▲国税庁ホームページ



▲チャットボットふたば

問 菊池税務署

☎0968(25)2121

※自動音声案内②

土地・建物や金地金を売ったときは

▼**土地や建物などを売ったとき**
譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と区分して計算(分離譲渡所得)することとなり、売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いた分離譲渡所得金額に税率を掛けて計算します。
※土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります

▼金地金を売ったとき

譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と合算して計算(総合譲渡所得)することとなり、売った金額から取得費、譲渡費用のほか、特別控除額(年間50万円)を差し引いた総合譲渡所得金額を他の所得に合算して計算します。
※金地金の所有期間が、売った日現在で5年を超えている場合は、計算した総合譲渡所得の金額の2分の1を他の所得に合算します

▼申告方法

申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成することができます。作成した申告書は、『国税電子申告・納税システム(e-Tax)』で送信することもできますので、ぜひご利用ください。

問 菊池税務署

☎0968(25)2121

※自動音声案内②

国民健康保険税 納付済通知書を発行します

所得税確定申告や市町村の住民税申告の社会保険料控除を受ける場合に、令和5年中に支払った国民健康保険税納付済通知書が必要な人は、税務課、市民課、西合志総合窓口(御

産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

代志市民センター、泉ヶ丘支所、須屋支所で発行します。郵送を希望する人は電話で申請してください。
問 税務課 市税班 ☎096(248)1114

子育て世代の負担軽減および次世代育成支援などの観点から、国民健康保険被保険者で出産する人の、出産前後の一定期間の国民健康保険税が減額される制度が令和6年1月から始まりました。

▼対象

市国民健康保険に加入している人で、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した人(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合を含む)

▼対象となる期間

出産予定月(または出産月)の前月から4カ月分
※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月分

減額方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

問 税務課 市税班 ☎096(248)1114